

早川町・身延町・南部町医療事務組合議会の定例会条例

(令和7年9月1日条例第3号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第102条第2項の規定により組合議会の定例会は、年2回とする。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。